

## 憲法基礎 2 (平成 30 年、31 年)

### 【問 1】

ア：

最高裁判所の判例によれば、憲法の規定に違反する立法不作為は、立法の内容が一義的な文言に違反しているにもかかわらず国会があえて立法を行うというような例外的な場合でない限り、国家賠償法第 1 条 1 項の規定の適用上、違法の評価を受けない。

オ：

参議院議員の選挙制度についても、所謂「一票の格差問題」において格差の是正を要求する判決を出すことにより、民意の適正な反映を憲法上要請している。

ク：

大学における単位認定行為は、それが一般市民法秩序と関係を有するものであれば司法審査の対象となりうる。よって、学生が適切に課程を修了しているにも関わらず、大学が単位を認定しないような場合は司法審査の対象となる。

ケ：

国務大臣の罷免は、内閣総理大臣が任意に行うことができるため（憲法 68 条 2 項）、閣議における事前承認は不要である。

サ：

判例に拠る場合であっても、条例中に刑罰規定を設けるにあたっては法律による授權が必要である。

【問2】

1. 民衆訴訟の裁定を裁判所に委ねる前提として、民衆訴訟の対象となる事件が裁判所の審査に服するものである必要がある。この点、憲法は76条1項において、司法権が最高裁判所および下級裁判所に属する旨を規定している。ここで司法権とは、具体的な争訟について法を適用し、宣言することによってこれを裁定する国家の作用であり、この「具体的な争訟」は裁判所法3条1項にいう「法律上の争訟」と同義であると解する。そして、「法律上の争訟」とは、当事者間の具体的な権利義務ないし法律関係の存否に関する紛争であり、法律を適用することにより終局的に解決することができるもののことをいう。  
*✓ 具体的な争訟とは、当事者間の具体的な権利義務ないし法律関係の存否に関する紛争であり、法律を適用することにより終局的に解決することができるもののことをいう。*
2. このように解すると、具体的事件性なしに法律の効力または解釈につき裁判所の審査を求める民衆訴訟は、当事者間の具体的な権利義務ないし法律関係の存否に関する紛争であるとはいえず、司法審査の対象となるとはいえないのではないかということが問題となる。  
*これはあるから、具体的な争訟性が無い。という流れになりそう。*
3. この点につき、そもそも憲法76条1項において司法権が裁判所に属する旨が規定されているが、これは必ずしも裁判所が司法権以外の権限を行使してはならないということを意味せず、司法権の周囲には、立法政策的に裁判所に付与される権限が存すると解する。そして、民衆訴訟は行政事件訴訟法5条および42条に規定を有するため、これに該当し、司法審査の対象になると解する。このように解することで、司法審査により、個人の権利利益のみならず、公益の保護を図ることもできると考えるためである。  
*具体的に行政事件訴訟法7条20条に規定されている。*
4. 以上より、民衆訴訟は司法審査の対象となると考える。

以上